



島根県報

令和7年9月26日（金）

号外第94号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正

（人 事 課） 2

訓 令

島根県訓令第4号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月26日

島根県知事 丸 山 達 也

第9条の2第5項中「承認の取り消し」を「承認の取消し」に改める。

第12条第1項中「部分休業」の次に「（以下この条において単に「部分休業」という。）」を加え、「休暇等承認・請求簿」を「部分休業承認等請求書（様式第3号の7）」に改め、同条第2項中「部分休業」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に、「休暇等承認・請求簿」を「部分休業承認等請求書」に改め、同条第3項中「休暇等承認・請求簿」を「部分休業承認等請求書」に改め、同条第5項中「前条第4項」を「前条第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「休暇等承認・請求簿」を「部分休業承認等請求書」に、「承認の取り消し」を「承認の取消し」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 職員は、育児休業法第19条第3項の規定により部分休業に係る申出の内容を変更する場合は、部分休業承認等請求書に必要な事項を記載して所属長に提出しなければならない。

第50条第1項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

様式第2号中「、第12条」を削り、同様式表面の注意の1中「、職務専念義務免除又は部分休業」を「又は職務専念義務免除」に改め、同様式表面の注意の3中「場合は傷病名を、部分休業の場合は子の氏名、続柄及び生年月日」を「場合は、傷病名」に改め、同様式表面の注意の4中「、介護時間又は部分休業」を「又は介護時間」に改める。

様式第3号の3中「第15条の2」を「第11条」に改める。

様式第3号の7を次のように改める。

様式第3号の7（第12条関係）【第1面】

部分休業承認等請求書

年 月 日

(所属長)

様

請求者 所 属
職 名
氏 名

申出対象期間	年度
--------	----

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は② を記入)	※ 申出の内容(変更後の内容も共通) ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき人事委員会規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内
	月 日		

3 変更 (第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は② を記入)	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決 裁 欄		
	月 日						

3 変更 (第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は② を記入)	変更が必要な事情	特別の事情 の有無	決 裁 欄		
	月 日						

4 備考	
------	--

(注) 1 この請求書には、申出、変更又は請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。

2 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下この様式において「第1号部分休業」という。)の承認の請求の場合は第2面、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下この様式において「第2号部分休業」という。)の承認の請求の場合は第4面を用いること。

3 第1号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第3面に記入すること。

【第2面】

第1号部分休業の承認の請求の場合

年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間			※ 請求月日	※ 請求者の確認	承認・ 不承認	決裁欄			備考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間							
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						
	月 日～ 月 日		時 分～ 時 分	月 日						

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

【第3面】

第1号部分休業の承認の取消しの場合

年度

整理番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間		※ 請求者の確認	決裁欄			備考
	月 日	時間					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					
	月 日～ 月 日	時 分～ 時 分					

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

【第4面】
第2号部分休業の承認の請求の場合
年度 第2号部分休業の時間数 時間 分

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間		※ 請求 時間数	※ 残時間数	※ 請求月日	※ 請求者 の確認	承認・ 不承認	決裁欄			備考	
	月 日	時 分～時 分						月	日	月		日
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							
	月 日～月 日	時 分～時 分	時間 分	時間 分	月 日							

※印の欄は、請求者が記入し、又は確認する。

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。